

大阪市立北鶴橋小学校 令和7年度 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心ゆたかな子ども」育成のために「北鶴橋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 毎日「心の天気」を入力させ見取るとともに、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに努める。
- ② 月1回いじめ・不登校対策委員会を開くなど、未然防止・早期発見のために定期的に実態把握に取り組む。
- ③ 家庭・地域や外部機関と連携・協働できる体制づくりを構築する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学校として学習規律を確立するとともに、配慮を要する児童への支援を行う。
- ② 相互公開授業等で「わかる授業」づくりに努め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ③ 協働学習などを通してコミュニケーション能力を育む授業づくりを行う。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学校行事や特別活動等で一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組を行う。
- ② 学級に加えて、たてわり班活動等での仲間づくりを通して人とのつながりを感じることのできる集団づくりを行う。
- ③ 学級での指導や体験的な活動を通して、児童を認め、讃める指導を充実させるための取組を進める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動において、いじめを許さない・見逃さない指導の充実を図る。
- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組や授業を行う。
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導を行う。
- ④ メールやSNS等の情報モラルに関する取組の中でインターネットを通じて行われているいじめについての指導を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日々の児童観察の充実と、いじめ・不登校対策委員会を通して情報を共有し、ささいな変化に気付くことができるよう常にアンテナを高く保つ。
- ② いじめと疑ったらすぐに、変化の記録（5W1H）をとる習慣をつける。
- ③ 学期に1回のアンケート調査を実施し、気になる事項は聞き取りを行う。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用など対応に困難な場合のサポート体制を整える。
- ⑤ 事例によっては、外部機関との連携を図る。
- ⑥ 児童にいじめ相談窓口の周知を図り、相談できる体制作りに努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を

指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめが疑われる事案については、個々で判断せず管理職へ報告、対策委員会で協議する。
- ② 全教職員が団結して、情報の共有化を図り教職員の連携を密にして、問題解決に取り組むための体制をつくる。双方の家庭との連携をしっかりととる。
- ③ 被害児童の人権を最優先にし、加害児童への指導を行う。
- ④ 事例によっては、警察などの関係機関との連携を図る。
- ⑤ 家庭・地域と連絡を早急に行い問題解決のための話し合いを行う。
- ⑥ SNS、ネット上のいじめに対しては、外部講師も活用した授業を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「いじめ対策委員会」を設置する。（「不登校対策委員会」は全教職員で構成）

＜構成＞

管理職・教務主任・担任・生活指導部長・人権教育主担者・外国人教育担当・養護教諭

＜役割＞

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

＜開催時期＞

- ・月に1回（年12回）定例会議を行う。
- ・事案発生時は、隨時委員会を開催する。

- ② いじめアンケートを実施して、学級の実態把握と指導を行う。
- ③ 校内研修を行い、共通理解と教職員の資質向上に努める。

【年間計画】

【いじめ・不登校対策委員会】

- ・委員会開催

【調査等】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・11月・2月）
- ・児童からの聞き取り調査 年3回（5月・11月・2月）

【研修会】

- ・人権教育実践研修会
- ・生活指導研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校での日常の取り組みをホームページや学校だよりなどにより情報発信・啓発を行う。
- ② 事例によっては、学校協議会への提案・協力体制をとったり、委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請を行ったりする。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の中でP D C Aサイクルを活用し、取組内容を検証する。
- ② 教職員の自己評価内に取組評価アンケートの実施をし、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法を検証する。

7. 重大事案への対処

<基本姿勢>

いじめ防止対策推進法の第28条「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態（以下「重大事態」という。）に対し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」に基づき対処する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認める時。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

※相当期間とは、年間30日間もしくは連續して欠席すること。

〈学校の対応〉

- ① 事実を隠蔽せず、誠意ある対応をとり、窓口を一本化して対応する。
- ② 重大事案が発生した場合、ただちに調査組織の設置を行い、事実関係の明確化に努める。
- ③ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供を行う
- ④ 教育委員会への報告を行い、連携して解決にあたる。

※ いじめ発見の際の基本的な流れ

